

「造形デザイン」の知財判決紹介（１）

一部品意匠，および形状意匠の意匠権の効力―

（１審）東京地判平成 20. 11. 13「顕微鏡」特許権意匠権侵害事件平成 18(ワ)22106（請求認容）

（２審）知財高判平成 21. 5. 25「顕微鏡」特許権意匠権侵害事件平成 20(ネ)10088 等（控訴棄却）

【事案の概要】

原告（X）は，①特許第3806828号（発明の名称「対物レンズと試料との位置関係を逆にして拡大像を得る方法とその応用」）の特許権（以下「本件特許権」といい，その特許を「本件特許」という。），②意匠登録第1171883号（意匠に係る物品「顕微鏡」）及び③意匠登録第1171884号（意匠に係る物品「顕微鏡」）の意匠権の権利者である（以下，意匠登録第1171883号の意匠権を「本件カード意匠権」といい，意匠登録第1171884号の意匠権を「本件レンズチップ意匠権」という。）。

Xは，被告ら（Yら）に対し，1ないし3の各製品を製造し，販売した行為が，本件特許権を直接侵害した本件特許権を侵害したものとみなされると主張して，さらに，「本件カード意匠権」及び「本件レンズチップ意匠権」を侵害していると主張して，各被告製品（各Y製品）の製造等の差止め，並びに各Y製品の回収及び廃棄，謝罪広告の掲載を求めるとともに，特許法65条1項に基づく補償金の支払，特許権侵害による損害賠償の支払を請求し，また，意匠権侵害による損害賠償の支払を請求した。

1審東京地裁は，各Y製品の製造，販売は，本件特許権を直接侵害した本件特許権を侵害したものとみなされるとともに，「本件カード意匠権」及び「本件レンズチップ意匠権」を侵害するとし，①補償金，特許権侵害による損害賠償及び意匠権侵害による損害賠償の合計585万6600円等の支払，②各Y製品の製造，輸入，販売又は販売のための展示の差止め，③各Y製品の廃棄の請求を認容した。

この判決を不服としたYらは，知財高裁に控訴した。

2審知財高裁は，各Y製品の製造，販売は，本件特許権を直接侵害するものと認め，また，Y製品1及びY製品2の製造，販売は，「本件カード意匠権」を侵害するとした。しかし，「本件レンズチップ意匠権」は侵害しないとした。原告の請求については，各Y製品の製造等の差止め，各Y製品の廃棄，補償金，本件特許権及び「本件カード意匠権」の侵害による損害賠償の請求を認容した。2審知財高裁は，複数の権利のいずれを侵害しているかの判断及び損害額の計算方法について，1審判決を訂正したが，損害賠償の合計585万6600円は変わらなかった。

論点は多岐にわたるが，本稿では，意匠権に係る内容（「争点3（各Y製品の製造，販売は本件意匠権の侵害となるか）について」）に絞って紹介する。

なお，本件は，各Y製品について，特許権と意匠権を侵害するとして，複合的な権

利主張がされたものである。最近の意匠権侵害訴訟判決をみると、このように意匠権と特許・実用新案権との複合的な権利主張をしている事案が増加している。例えば、平成20年以降の判決では、①大阪地判平成20. 1. 22「マンホール蓋受枠」平成19(ワ)2366, ②大阪地判平成20. 5. 29「木製廃材切断機用刃」(1 審) 平成18(ワ)8725, ③大阪地判平成20. 9. 11「カツプリングホーン」平成19(ワ)1411, ④知財高判平成21. 1. 28「木製廃材切断機用刃」(2 審) 平成20(ネ)10054等, ⑤大阪地判平成21. 8. 27「鉄筋用スペーサー等」平成20(ワ)3277, ⑥大阪地判平成21. 9. 10「ゴルフボール」平成20(ワ)5712, ⑦大阪地判平成22. 1. 21「マンホール蓋用受枠」平成20(ワ)14302, がある。この間、最高裁HPに掲載された意匠権のみによる侵害訴訟判決は、6件である。これをみると、最近の意匠権侵害訴訟の多くは、複合的な権利主張の事案であり、その傾向が増加しつつあるといえよう。

(別紙)

被告製品目録

Y製品1 製品名 「たま」のルーペ 1000倍

【表面】



切れ目付きレンズ保持シート

左側にはめ込む透明な試料保護シート

【裏面】



切れ目付きレンズ保持シート

左側にはめ込む透明な試料保護シート

【レンズチップの形状】

【正面図】



【平面図】



Y製品2 製品名 「たま」のルーペ 500倍

【表面】



切れ目付きレンズ保持シート

左側にはめ込む透明な試料保護シート

【裏面】



切れ目付きレンズ保持シート

左側にはめ込む透明な試料保護シート

【レンズチップの形状】

【正面図】

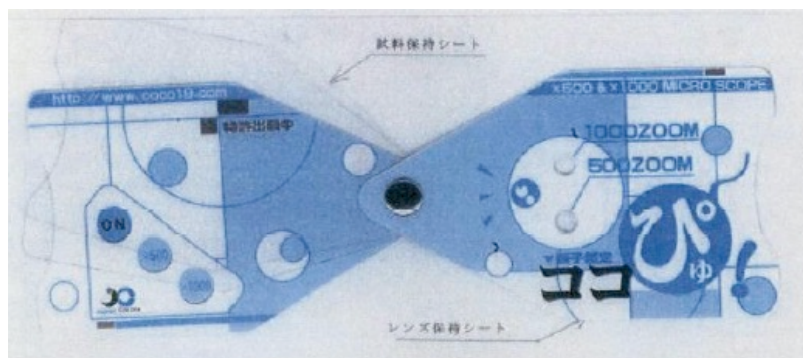


【平面図】



Y製品3 製品名 ココぴゅ

【表面】



【裏面】



【1000倍のレンズチップの形状】

【正面図】



【平面図】



【500倍のレンズチップの形状】

【正面図】



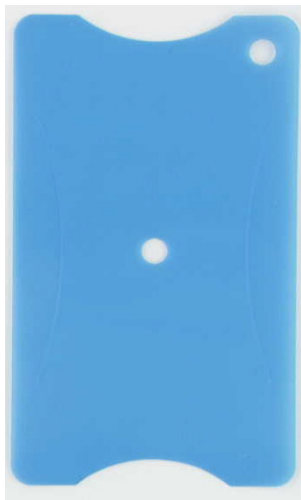
【平面図】



(別紙)

本件カード意匠見本図 (意匠登録第 1171883 号)

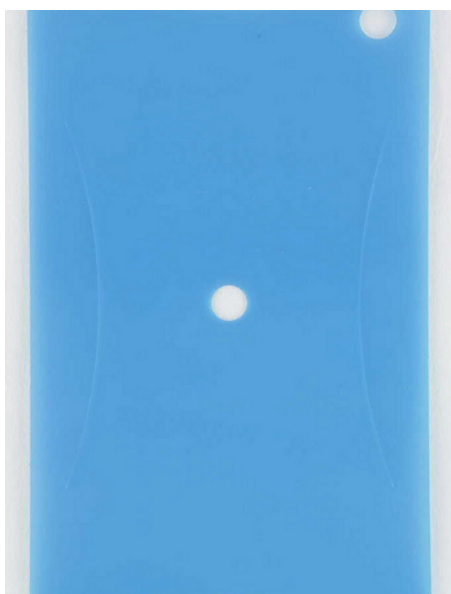
【見本の表面図】



【見本の裏面図】



【見本の表面拡大図】



【見本の裏面拡大図】



(別紙)

本件レンズチップ意匠見本図

【見本の正面、平面、右側面を現す図】

【見本の背面、底面、左側面を現す図】



【見本の正面図】

【見本の平面図】

【見本の底面図】



【判旨】

「各Y製品の製造, 販売は本件意匠権の侵害となるか (争点3) について」

【A】 1 審東京地裁

1. 類否判断の対比関係

(1) 対比するY意匠

Xの登録意匠(「本件カード意匠」および「本件レンズチップ意匠」)は、いずれも「単式顕微鏡の部品」であるところ、Yらが各Y製品を「製造, 販売する行為」がXの意匠権を侵害しているか否かを判断するに当たって、1審東京地裁は、「本件カード意匠」と各Y製品の「カード部の意匠」とを対比し、さらに、「本件レンズチップ意匠」と各Y製品の「レンズチップ部の意匠」とを対比して判断した。

(2) 類否判断の結論

上記の対比関係に基づき、1審東京地裁は、①「Y製品1及びY製品2のカード部の意匠は、本件カード意匠と、その要部というべき点において共通するものであるから、類似する」とし、②「Y製品1及びY製品2のレンズチップ部の意匠は、本件レンズチップ意匠と同一又は類似する」とし、さらに、③「Y製品3のレンズチップ部の意匠は、本件レンズチップ意匠と同一又は類似する」と結論した。

その理由は、以下のとおりである。

2. 本件カード意匠との類否

(1) 本件カード意匠の要部

「本件カード意匠は、これにレンズチップを取り付けて、カード型の単式顕微鏡とする物であり、カードの切れ目二箇所にプレパレートをはさんで、検鏡するために用いられ、顕微鏡を利用する者は、顕微鏡を手にとってレンズを覗くなどして検鏡する。」

「これらのことに照らせば、正面から見たカード外周の形状・・・並びに、顕微鏡として用いるに当たって技術的機能を有する・・・カード中心部の小穴1個が設けられている点が、看者である利用者の注意を惹くものであるというべきである。」

(2) 差異点

「本件カード意匠とY製品1及びY製品2のカード部」との差異点は、「一つの角端寄り」の小穴の有無である。

(3) ラベル、模様について

「なお、Yらは、Y製品1及びY製品2には、カード中心部に設けられた小穴を中心として、順次、黒太円、黒細円、黒細円の同心円状模様より成る円形状レンズチップ支持ラベルが存する点をも、差異点として挙げる。しかしながら、上記ラベルは、Y製品1及びY製品2における、カード部とは別個の顕微鏡部品にすぎないか、あるいは、カード部の模様にはすぎない。本件カード意匠は、物品の形状を対象とするものであって(甲30)、模様は問題とならないから、被告らの上記主張は失当である。」(注:「甲30」は、本件カード意匠の意匠公報である。)

(4) 結論

「上記のとおり、Y製品1及びY製品2のカード部の意匠は、本件カード意匠と、その要部というべき点において共通するものであるから、類似する。」

3. 本件レンズチップ意匠との類否

(1) Y製品1及びY製品2のレンズチップ部の意匠との類否

「本件レンズチップ意匠とY製品1及びY製品2のレンズチップ部の意匠とは、基本的構成態様及び具体的構成態様の点で一致する。

なお、Yらは、Y製品1及びY製品2の全体(顕微鏡の完成品)の意匠と本件レンズチップ意匠とを対比すべきである旨主張するものの、失当である。」

「Y製品1及びY製品2のレンズチップ部の意匠は、本件レンズチップ意匠と同一又は類似する。」

(2) Y製品3のレンズチップ部の意匠との類否

「Y製品3のレンズチップ部は、Y製品1及びY製品2において用いられているレンズチップと共通の物である。

したがって、・・・Y製品3のレンズチップ部の意匠は、本件レンズチップ意匠と同一又は類似する。」

4. 小活

以上によれば、Yらは、「①Y製品1及びY製品2については、・・・本件カード意匠権、本件レンズチップ意匠権を侵害し、②Y製品3については、・・・本件レンズチップ意匠権を侵害しているものと認められる。」と判示した。

【B】2 審知財高裁

1. 類否判断の対比関係

(1) 対比するY意匠

2 審知財高裁は、「本件カード意匠及び本件レンズチップ意匠」と対比すべきY製品意匠について、「Y製品1及びY製品2の意匠」と訂正し、また、Y製品意匠の構成について、「板状のカード型の単式顕微鏡である」と訂正した。

すなわち、2 審知財高裁は、対比すべきY製品意匠について、「顕微鏡という完成品」の意匠とし、「カード中心部の小穴にはレンズチップがはめ込まれて」いる態様をY製品意匠の認定に付加した。

(2) 類否判断の結論

上記のような対比関係に基づき、①「Y製品1及びY製品2の意匠は、本件カード意匠と類似する」とし、②「Y製品1及びY製品2の意匠と本件レンズチップ意匠は、基本的構成態様及び具体的構成態様において大きく異なるから、Y製品1及びY製品2の意匠と本件レンズチップ意匠は、類似しない」とし、また、③「Y製品3の意匠と本件レンズチップ意匠は、構成態様が大きく異なり、類似しない」と判示した。

その理由については以下のとおり付加訂正している。

2. 本件カード意匠との類否

(1) ラベル、模様について

下記のとおり訂正した。

「なお、Yらは、Y製品1及びY製品2には、カード中心部に設けられた小穴を中心として、順次、黒太円、黒細円、黒細円の同心円状模様より成る円形状レンズチップ支持ラベルが存する点において、相違すると主張する。しかし、本件カード意匠の意匠公報（甲30）に、意匠の説明として、「材質は紙やプラスチック等の板状で色彩と文様はデザインしだいである。」と記載されていることから、本件カード意匠は、色彩や文様を問うことなく、図面代用見本に表された形状により示されている意匠と解すべきであるところ、Y製品1及びY製品2の円形状レンズチップ支持ラベルは、特定の色彩又は模様から成るものではあるが、それらの具体的な態様は、Y製品1及びY製品2の形状を左右するものと評価することはできない。そうすると、Yら主張に係る円形状レンズチップ支持ラベルの有無は、本件カード意匠とY製品1及びY製品2との類否判断の上では、相違点として考慮する必要はない。（上記のYらの主張は、円形状レンズチップ支持ラベルの有無をもって、模様の有無と捉える主張と解される。円形状レンズチップ支持ラベルを貼付したことにより、カード中心部の小穴部分の直径は、カード自体に設けられた小穴の直径よりも若干小さくなっており、これにより、Y製品1及びY製品2の中心部の小穴は、本件カード意匠の中心部の小穴よりも小さいとみることもできるが、このような相違点は、意匠全体からみて微細な部分にとどまるものと認められる。）」

(2) 結論

「本件カード意匠の物品は顕微鏡であり、Y製品1及びY製品2はカード型の単式顕微鏡であるから、Y製品1及びY製品2と本件カード意匠は物品が同一である。

Y製品1及びY製品2の意匠は、本件カード意匠と、その要部というべき点において共通する。他方、Y製品1及びY製品2の意匠と本件カード意匠の相違点は、意匠全体からみて微細な部分に係るものと認められる。

したがって、Y製品1及びY製品2の意匠は、本件カード意匠と類似する。」

3. 本件レンズチップ意匠との類否

(1) Y製品1及びY製品2の意匠との類否

2審知財高裁は、「Y製品1及びY製品2の意匠と本件レンズチップ意匠は、基本的構成態様及び具体的構成態様において大きく異なるから、Y製品1及びY製品2の意匠と本件レンズチップ意匠は、類似しない」と訂正している。

(2) Y製品3の意匠との類否

また、同様に、「Y製品3の意匠と本件レンズチップ意匠は、構成態様が大きく異なり、類似しない」と訂正した。

4. 小括

以上によれば、Yらは、「①被告製品1及び被告製品2については、・・・本件カード意匠権を・・・侵害しているものと認められる。」と判示した。

【検 討】

1. 意匠権侵害における被告製品と被告意匠

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠を実施する権利を専有し（意23条）、第三者が正当な権限なく登録意匠又はこれに類似する意匠を実施する行為は、意匠権侵害となる。

「意匠権侵害は、相手方（被告）が業として意匠権者（原告）の登録意匠又はこれに類似する意匠を実施することによって行われるから、被告がその製造販売する物品について実施しているイ号意匠を図面、写真等によって具体的に特定して主張しなければならない。」（竹田稔『知的財産権侵害要論〔特許・意匠・商標編第5版〕』（発明協会2007年）692頁）

問題は、この被告製品について実施しているイ号意匠（被告意匠）をどのように特定するかである。被告意匠の内容によって、登録意匠との類否判断が変わってくるからである。

2. 本件事案の論点

本件における論点は、①本件登録意匠が、Y製品の部品の意匠（部品意匠）に相当し、また、②本件登録意匠が、Y製品の模様・色彩を除く、形状の意匠（形状意匠）に相当し、本件登録意匠とY製品意匠を単純には対比できず、対比すべきY意匠をどのように特定するかという点である。

①については、1審は、対比すべき意匠について、Y製品の「カード部の意匠」および「レンズチップ部の意匠」としたのに対し、2審は、「Y製品の意匠」（全体）として、判断が分かれた。

②については、判決の表現は、本件登録意匠が「形状を対象とする」意匠（1審）、および「形状により示されている意匠」（2審）であるが、いずれも「形状意匠」を意味し、また、対比すべきY意匠についても、実質的にY製品の「形状意匠」と捉えたといえ、判断は変わらなかった。

これらの論点は、いわゆる意匠の利用関係に関するものである。

3. 意匠の利用関係

（1）利用意匠と意匠権侵害

意匠の利用関係については、大阪地判昭和46.12.22「学習机」昭45(ワ)507号（無体裁集3巻2号414頁，判タ275号376頁，高部眞規子・別冊ジュリスト『商標・意匠・不正競争判例百選』（56）114頁）が述べた一般論が包括的であり，その後の裁判例においても採用されているといえる。

この事件では、被告製品「書架付学習机」の意匠は、本件登録意匠（「学習机」）を利用するものとされた。同判決によれば、「意匠の利用とは、ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合をいうものと解するのが相当である。意匠法第26条は登録意匠相互間の利用関係について規定するが、意匠の利用関係のみについていえば、他の登録意匠を利用する意匠はそれ自体必ずしも意匠登録を受けている意匠である必要はなく、意匠の利用関係は登録意匠と未登録意匠との間にも成立するものであり、他人の登録意匠又はこれに類似する意匠を利用した未登録意匠の実施が、他人の当該意匠権の侵害を構成することは勿論である。」とされている。

すなわち、意匠法26条に規定するように、登録意匠が先願登録意匠を利用するものであった場合、その登録意匠の実施が制限されるのであるから、当然、未登録意匠であっても他人の登録意匠を利用する場合は、その未登録意匠の実施は他人の当該意匠権の侵害を構成する。

したがって、本件登録意匠と対比する被告意匠は、被告製品全体意匠のみならず、その被告製品意匠に「包含」される「一部の意匠」についても対比意匠とできる可能性がある。被告製品の製造・販売等の行為が、被告製品意匠に「包含」されている「一部の意匠」の実施にも当たり、その「一部の意匠」が本件登録意匠と同一又は類似する場合があるからである。

同判決でも、「意匠の利用関係の有無は、双方の意匠が全体観察においては非類似であることを承認しつつ、一方の意匠中に他の登録意匠の全部が包含されているか否かを問題とするものであるから、その判断は、一個の意匠を構成する一部が登録意匠全部と同一又は類似であるかを検討することによってなされるべきことはむしろ当然である。」と述べられている。

（２）意匠の利用関係の類型

また、上記判決によれば、利用関係が成立する態様には2つの類型がある。すなわち、「意匠の利用関係が成立する態様は、大別すると次の二つとなる。その一は意匠に係る物品が異なる場合であり、A物品につき他人の登録意匠がある場合に、これと同一又は類似の意匠を現わしたA物品を部品とするB物品の意匠を実施するときである。その二は意匠に係る物品が同一である場合であり、他人の登録意匠に更に形状、模様、色彩等を結合して全体としては別個の意匠としたときである。」

第一の利用関係の類型（物品相違類型）の代表例は、本件部品登録意匠と被告製品意匠とは類似しないが、被告製品の部品意匠とが類似すると判断される場合である。また、被告製品が組物であり、その組物を構成する物品の意匠が本件登録意匠と類似する場合

もこの類型といえよう。

第二の利用関係の類型(物品同一類型)の代表例は、本件登録意匠が形状意匠であり、被告製品意匠(模様色彩を含む意匠)とは類似しないが、被告製品の形状意匠とは類似すると判断される場合である。このように、被告意匠全体とは非類似であるが、そこに「包含される一部の意匠」が本件登録意匠と類似する関係を利用関係と捉えるならば、本件登録意匠が部分意匠の場合も、被告製品全体意匠とはこの物品同一類型の利用関係であるといえよう。

なお、被告意匠全体は、本件登録意匠である「部品意匠」、「形状意匠」、及び「部分意匠」等と必ず非類似となるわけではなく、類似する場合もある。その場合は、利用関係を論ずるまでもなく、本件登録意匠と被告意匠全体は類似すると判断される。

このように被告製品から、本件登録意匠に対応する「部品意匠」、「形状意匠」、及び「部分意匠」等を抽出して、本件登録意匠と対比することが許されるのは、上記判決によれば、「いずれの場合であっても、意匠中に他人の登録意匠の全部が、その特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる態様において存在することを要し、もしこれが混然一体となって彼此区別しえないときは、利用関係の成立は否定されることを免れない」とされている。意匠の利用関係が成立するか否かは、被告製品意匠のなかに「登録意匠の全部が、その特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる態様において存在する」こと(いわば、「全部包含関係」である。)、すなわち、被告製品意匠のなかに本件登録意匠「全体を包含する」と評価できるか否かに係っている。

以下、この点がどのように判断されてきたかを中心に、裁判例を概観する。

なお、意匠は視覚を通じて美感を起こさせるものである(意2条)。したがって、被告製品意匠に本件登録意匠全体が包含されているか否か、この「全部包含関係」についても、視覚を通じて被告製品の外観において認識される必要がある。そのため、外観に視認できない部分や内部に隠れてしまう部品については、利用関係は成立しない。

4. 物品相違類型(部品意匠の利用)

(1) 利用を肯定した裁判例

①大阪地判昭和46.12.22「学習机」無体裁集3巻2号414頁、判タ275号376頁

被告製品「書架付学習机」

「被告意匠に係る学習机は、机部分と書架部分とを結合してなるもので、構成部品として机を包含し、しかも外観上机部分と書架部分とは截然と区別しうるものである。」そして、机部分の意匠は本件登録意匠と類似し、利用関係が肯定されている。

②大阪高判昭和57.9.16「鋸用背金」(2審)無体裁集14巻3号571頁

被告製品「鋸の柄」

背金の一部は視認できないが、「背金と把持柄とをそれぞれ各別の業者から仕入れ、被控訴人方で組立て」おり、また、背金は、「釘を外せば取外すことが可能」という事

情があり、利用関係が肯定された。本件は、部品と完成品との関係が、例えば、卓上電話機と送受話器のように、持ち上げると全体が視認されるものと同じような関係に捉えられた事例といえよう。

（２）利用を否定した裁判例

①神戸地判昭和 56.12.25「鋸用背金」（１審）無体裁集 14 卷 3 号 581 頁

被告製品「鋸用背金」（イ号物件）、「鋸の柄」（ロ号物件）、「鋸」（ハ号物件）

イ号物件は、「ロ号物件に挿入固定した」もので、本件登録意匠の全体が現われず、利用関係が否定された。一般論として、「ある意匠を実施しても他の登録意匠またはこれに類似する意匠の一部の実施にしかない場合には、利用関係はない」とされた。上記「鋸用背金」（２審）のように、「取外すことが可能」とは捉えなかったことから、判断が相違したといえよう。

②名古屋地判昭和 59.3.26「豆乳仕上機」無体裁集 16 卷 1 号 199 頁

被告製品「豆腐製造用豆乳濾過装置」

「混然一体となり、彼此区別できない形状でもつてイ号装置を構成していると認められるから、イ号意匠は本件登録意匠を利用したものということとはできない。」とされた。なお、本件は物品が同一で、形状が付加された事例ともいえる。

③神戸地判平成 9.9.24「細幅レース地」平 7(ワ)1847（日本知的財産協会判例集〔平成 9 年〕V2396 頁）

被告製品「ブラジャー」

「ブラジャー布地を取るためのレース地の意匠は、本件登録意匠と類似している」、しかし、「ブラジャーの意匠中には、本件登録意匠と類似するレース地の最少単位の図柄を観察できる部分はないし、もとより、・・・図柄を帯状に連続配置している模様が窺える部分もない」として、利用関係が否定された。

④東京地判平成 15.1.31「減速機」（１審）平 14(ワ)5556

被告製品「減速機付きモーター」

⑤東京高判平成 15.6.30「減速機」（２審）平 15(ネ)1119（茶園成樹・発明 100 卷 12 号 103 頁、「物品の相違と意匠の類否」『知的財産法最高裁判例評釈体系〔Ⅱ〕』（青林書院）125 頁）

控訴人製品（被告製品）「減速機付きモーター」

「被控訴人製品の全体の構成態様においては、本件登録意匠の要部であるケーシングのモーター側端の具体的な形状が外部から認識できないものであるから、被控訴人製品が本件登録意匠を利用しないし包含しているということとはできない。」

本件 1 審、2 審とも、本件登録意匠に対応する「部品意匠」全体が被告製品の外観として視認できないことから意匠の利用関係を否定した。

⑥東京地判平成 16.10.29「ラップフィルム摘み具」平 16(ワ)17501 判時 1902 号 135 頁、判タ 1196 号 229 頁

被告製品「包装用箱」

「原告包装用箱の意匠が、本件意匠を利用する関係に立つというためには、少なくとも、①原告包装用箱のうちで本件意匠に対応する部分が、原告包装用箱の他の部分と截然と区別して看取できることを要し、かつ、②原告包装用箱の区別して看取できる部分が、本件意匠と同一又は類似であることを要する」とし、原告包装用箱は「おおむね先細となるフラップ状部分(「つまめるフラップ」)を形成させているが、同部分は、原告包装用箱本体と一体に形成されており、原告包装用箱の他の部分と截然と区別して看取できるということとはできない」こと、また、当該部分と本件登録意匠は同一でも類似でもなく、利用関係が否定された。

⑦東京地判平成 16. 10. 29「プリント配線板用コネクタ」(1 審) 平 16(ワ)793

被告製品「液晶テレビ及び液晶モニター」

本件は、直接利用関係が問題となっていないが、「被告製品の流通過程をみる限り、被告コネクタは、被告製品に内蔵されたままの状態の外観に現れず、被告製品の取引者、需要者が外部から視覚を通じて認識されることはない。そうすると、被告コネクタの意匠は、被告が関与する流通過程においては、本件意匠権の保護の対象とはならないというべきであるから、被告製品の輸入販売は、本件意匠権の侵害とはならない。」とされた。

⑧知財高判平成 17. 8. 30「プリント配線板用コネクタ」(2 審) 平 17(ネ)10016

「被告コネクタは、被告が関与する流通過程において、被告製品に内蔵されたままの状態の外観に現れず、被告製品の取引者、需要者によって外部から視覚を通じて認識されることはないのであるから、被告製品中には被告コネクタが使用されていることが、本件意匠の実施行為としての使用に該当するものと認めることはできない。」として、意匠の実施行為である「使用」(意匠法 2 条 3 項)についても「外部から視覚を通じて認識されること」が要件となるとされた。

⑨大阪地判平成 20. 9. 11「カップリングホーン」平成 19(ワ)1411

被告製品「超音波スピンドル」(カップリングホーンを組み込んだ)

「利用関係が成立しているかどうかについて判断するに当たっても、流通過程の中で外観に現れず、視覚を通じて認識することができない物品の隠れた形状等については、これを考慮することができないところ、前記認定のとおり、被告製品においては、被告ホーンの全容を外部から認識できず、わずかに被告ホーンの頭部が露出しているにすぎないのであり、また被告ホーンの交換時に当たって、被告ホーンの形状を示す写真や説明図を顧客に示しているとも認められないのであるから、被告製品において本件登録意匠が利用ないし包含されているということとはできない。」

5. 物品同一類型(形状意匠の利用)

(1) 利用を肯定した裁判例

①千葉地決昭和 55. 1. 28「手提袋」(昭 52(ワ)253 号・特許と企業 170 号 51 頁)

「本件登録意匠群は手提袋の形状だけの意匠と解する」とし、また、「形状だけの意匠において余白の部分は、模様、色彩の限定はないと解するのが相当である」とし、模様付きの手提袋との利用関係を認めた。

②大阪地決昭和 55. 4. 8「手提袋」(昭 55(ワ)832 号・審決取消訴訟集 55 年地裁 539 頁, 特許管理別冊判例集(昭和 55 年)Ⅱ353 頁)

千葉地決昭 55. 1. 28 (手提袋) 決定の仮処分執行方法に関する異議申立事件であり, 「仮処分判決が特定した手提袋は「・・・添付第 1 図面に示される形状の手提袋」にほかならない」とされた。

(2) 利用を否定した裁判例

①福岡地小倉支判昭 62. 9. 18「かわら」判タ 664 号 222 頁

(同旨判決として, 福岡地小倉支判平 8. 1. 25 審決取消訴訟集 (65) 361 頁)

本件登録意匠の要部を「釘孔以外の模様も立体模様もない点」と認定し, 「A 意匠は, 無模様を要部とする意匠であり, 他方イ号意匠は模様を要部とする意匠であるから, イ号意匠は A 意匠の要部を含んでいるものとは認めがたく, したがってイ号意匠と A 意匠間に利用関係は成立しない」とした。

本件登録意匠は, 「形状意匠」ではなく, 「模様が無模様であることを特徴とする形状・模様の意匠」と認定されたといえよう。

②岐阜地判昭 61. 3. 10「照明用グローブ」昭和 48 (ワ) 370 判時 1199 号 135 頁, 判タ 618 号 144 頁

無模様のイ号意匠は本件 A 意匠と類似とされた。これに対し, 二号物品の意匠は, 「表面地の点において本件 A 意匠の構成要素である半透明・無模様の薄紙をあさ模様レース紙に置換・変更している」ことから, 「二号物品の意匠を実施しても, そのことは, 本件 A 意匠に類似する意匠の構成要素のうち一部を実施することになるのにとどまり, ・・・全部を実施することにはならない」として, 利用関係も否定された。

本件も, 上記「かわら」事件と同様, 本件登録意匠は「半透明・無模様の形状・模様の意匠」とされ, 「形状意匠」とは認定されなかった事例である。

6. 部分意匠の利用

部分意匠に関する侵害事件はまだ事例が少ないが, 以下にみるとおり, 本件登録意匠が部分意匠である場合は, 対比する意匠は, 被告製品のうち本件登録意匠に対応する部分意匠とされる。被告製品の当該部分意匠は, 被告製品意匠の「一部の意匠」であり, 被告製品意匠に「全体が包含」されるものである。したがって, 当該部分意匠と本件登録意匠が同一又は類似する場合は, 被告製品全体意匠と本件登録部分意匠とは利用関係にあるというべきであろう。

例えば, 本件登録部分意匠の意匠に係る物品が「電話機」で, 意匠登録を受けている部分が「送受話器部分」である場合, 被告製品は「電話機」であり, 対比する意匠は, 被告製品「電話機の送受話器部分意匠」となる。前記の類型では, 「物品同一類型」の

利用関係といえよう。

なお、本件登録部分意匠の意匠に係る物品が「送受話器」で、意匠登録を受けている部分が「スピーカ穴形状部分」である場合、被告製品は「送受話器」となるのが普通である。しかし、被告製品が「電話機」であっても意匠権侵害を構成する可能性があるのではなかろうか。すなわち、本件登録部分意匠である「送受話器のスピーカ穴形状部分意匠」が、その「電話機」の「一部の意匠」として「全体が包含」されていることも可能性としてはあるのではなかろうか。部分意匠についても、「物品相違類型」の利用関係が成立する可能性があると思われる。

以下、本件登録意匠が部分意匠であるとき、これと対比すべき被告製品意匠がどのように特定されているかを概観する。

①大阪地判平成 17. 12. 15「化粧用パフ」平 16(ワ)6262 判時 1936 号 156 頁，判タ 1214 号 268 頁

被告製品（商品名「ゲルマニウムシリコンブラシ」）

イ号物件の「本体部分の意匠であるイ号意匠が本件登録意匠と類似するとすれば，上記の一般需要者に混同を生じさせるおそれがあるものというべきである。」として，本件登録部分意匠（ブラシ部分の意匠）とイ号物件（2つブラシ部分を有する）のうち1つのブラシ部分の意匠（イ号意匠）を対比し，両意匠を類似と判断している。

そして、「本件登録意匠は，意匠に係る物品の部分をもって意匠登録されているもの（部分意匠）であって，これと類似するイ号意匠はイ号物件の一部を構成するものにすぎない。」したがって，本件意匠権侵害により原告が被った損害と推定される被告が受けた利益の額とは，イ号物件のうちイ号意匠に係る部分の製造販売により被告が受けた利益の額ということになるところ，その額は，同部分のイ号物件全体に占める価額の割合等を基準に，イ号物件全体の利益に対する同部分の寄与度を考慮して定めるべきである。」とした。

②大阪地判平成 19. 10. 1「平板瓦」平 18(ワ)4494

被告製品「平板瓦」

「イ号物件の係合凸部の意匠を「イ号意匠」という」とし，イ意匠は，「平板瓦の平面視上端中央付近の上面から上方へ突設された鉤状の係合凸部の部分からなる，平板瓦の部分意匠である」と認定した。

③大阪地判平成 22. 1. 21「マンホール蓋用受枠」平成 20(ワ)14302 等

被告製品「マンホール蓋用受枠」

「本件登録意匠Aに相当する部分の意匠を「被告意匠A」という」とした。

7. 本件について

(1) 部品意匠

(ア) 本件登録意匠

本件登録意匠は，「カード意匠」（意匠に係る物品は「顕微鏡」）と「レンズチップ意

匠」(意匠に係る物品は「顕微鏡」)である。Y製品は「顕微鏡」(カードとレンズとを主たる部品とする)である。Y製品意匠と本件各登録意匠とはそれぞれ完成品(顕微鏡)とその構成部品(カード部品とレンズチップ部品)の関係にある。

原則として、完成品とその部品の意匠とは非類似である。なお、例外的に類似する場合も当然ある(高田忠『意匠』138頁)。だが、「本件レンズチップ意匠」とY製品意匠(完成品意匠)は明らかに非類似である。

(イ) 1審の類否判断

1審東京地裁では、各Y製品について、構成部品であるカード部とレンズ部に分解して、「カード部の意匠」及び「レンズ部の意匠」を各本件登録意匠と対比し、類似すると判断し、「①Y製品1及びY製品2については、本件カード意匠権、本件レンズチップ意匠権を侵害し、②Y製品3については、本件レンズチップ意匠権を侵害している」と結論している。

1審では、「なお、Yらは、Y製品1及びY製品2の全体(顕微鏡の完成品)の意匠と本件レンズチップ意匠とを対比すべきである旨主張するものの、失当である。」と判示しているが、それ以上の理由は明確に記していない。ただし、「本件カード意匠」及び「本件レンズチップ意匠」について、「上記部品も、互換性を有し、カード型の単式顕微鏡から独立して取引の対象となり得るものといえるから、物品に該当する」と判示している。

以上から、1審東京地裁は、各Y製品(顕微鏡)において「カード部」や「レンズチップ部」が単独販売もされており、容易に取出し交換可能であると捉えた」と推認される。そうすると、電話機の送受話器部分と同様に、レンズチップ部の意匠も容易に全体が視認されうるものであり、各Y製品意匠はレンズチップ部の意匠の「全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含」している(「全部包含関係」がある)と評価できるから、物品相違類型の利用関係の可能性はある。したがって、「本件レンズチップ意匠権」の侵害を判断するに当たり、「本件レンズチップ意匠」と「Y製品のレンズチップ部の意匠」とを対比すべきものと判断したと思われる。

しかし、判決には、「別紙」に各Y製品とその【レンズチップの形状】の写真が添付されているが、「レンズチップ」が容易に取出し交換可能であることの十分な証拠や言及はなく、やや説明不足といわざるを得ない。

(ウ) 2審の類否判断

2審知財高裁でも、カード部やレンズチップ部の取出し交換可能性等について、詳細な言及はない。しかし、2審知財高裁は、各Y製品(顕微鏡)において「カード部」や「レンズチップ部」が単独販売もされており、容易に取出し交換可能であるとは捉えなかったものと推認される。したがって、物品相違類型の利用関係の可能性を否定し、「本件カード意匠」と「本件レンズチップ意匠」とについて「各Y製品意匠」(完成品顕微鏡の意匠)と対比して類否判断をしたものと思われる。

なお、レンズチップについては、製品の外観に現われない部分があり、全体が視認されないから、利用関係は否定される。しかし、「カード意匠」については、各Y製品にその全体が現われている。したがって、「各Y製品カード意匠」と「本件カード意匠」が類似すれば、各Y製品意匠と「本件カード意匠」は利用関係が肯定される可能性がある。

だが、2審では、「本件カード意匠」と「各Y製品意匠」（レンズチップ意匠を含む、完成品意匠）とを対比して、レンズチップの有無は微差であり、全体として意匠は類似すると判断された。したがって、あえて、利用関係を判断する必要がなかったであろう。2審は、利用関係の判断の前に、本件登録意匠と各Y製品意匠との全体的対比による類否判断を先行させるべきとしたと解される。

（２）形状意匠

（ア）本件カード意匠の認定

本件の1審、2審とも、本件カード意匠については、「形状の意匠」と認定している。判決の表現を借りると、本件登録意匠は、「形状を対象とする」意匠（1審）、ないし、「形状により示されている意匠」（2審）である。

これに対して、Y製品には、「カード中心部に設けられた小穴を中心として、順次、黒太円、黒細円、黒細円の同心円状模様より成る円形状レンズチップ支持ラベルが存する」という差異がある。

この差異点について、1審は、対比するY意匠を「カード部の意匠」としたことから、「上記ラベルは、Y製品1及びY製品2における、カード部とは別個の顕微鏡部品にすぎない」との理由を挙げつつも、これに加えて、差異点について、「カード部の模様」にすぎない。本件カード意匠は、物品の形状を対象とするものであって（甲30）、模様は問題とならないとしている。

2審では、対比するY意匠を「Y製品意匠」（完成品顕微鏡の意匠）としており、上記差異点については、より詳細に説明している。すなわち、「本件カード意匠の意匠公報（甲30）に、意匠の説明として、「材質は紙やプラスチック等の板状で色彩と文様はデザインしだいである。」と記載されていることから、本件カード意匠は、色彩や文様を問うことなく、図面代用見本に表された形状により示されている意匠と解すべきであるところ、Y製品1及びY製品2の円形状レンズチップ支持ラベルは、特定の色彩又は模様から成るものではあるが、それらの具体的な態様は、Y製品1及びY製品2の形状を左右するものと評価することはできない。そうすると、Yら主張に係る円形状レンズチップ支持ラベルの有無は、本件カード意匠とY製品1及びY製品2との類否判断の上では、相違点として考慮する必要はない。（上記のYらの主張は、円形状レンズチップ支持ラベルの有無をもって、模様の有無と捉える主張と解される。）」としている。

本件においては、1審、2審とも、本件登録意匠を「形状意匠」と捉え、Y製品意匠の模様については、「模様は問題とならない」（1審）、ないし、「Y製品の形状を左

右するものと評価することはできない」から「相違点として考慮する必要はない」（2審）としている。すなわち、「形状意匠」である本件登録意匠と対比すべきY意匠は、Y製品の「形状意匠」と特定したといえよう。

前記「意匠の利用関係」の観点からこれを見ると、本件の1審、2審とも「物品同一類型の利用関係」（形状意匠の利用関係）を実質的に認めたものといえる。

（イ）形状意匠の願書記載について

なお、本件登録意匠は、「見本」によって現された意匠である。しかし、1審では、「本件カード意匠は、物品の形状を対象とするものであって（甲30）」（甲30は、意匠公報である。）と認定されている。さらに、2審では、より明確に、「意匠の説明として、「材質は紙やプラスチック等の板状で色彩と文様はデザインしだいである。」と記載されていることから、本件カード意匠は、色彩や文様を問うことなく、図面代用見本に表された形状により示されている意匠と解すべきである」と認定された。

通常、「見本」で意匠を現す場合は、形状のみならず「模様、色彩」も見本に現されたとおりのものと認定される。しかし、本件登録意匠については、「意匠の説明」の記載が参酌され、本件の願書の記載及び見本により現わされた意匠に基づき総合的に判断した結果、本件登録意匠が「形状の意匠」と特定されたといえよう（意24条1項）。

しかし、原則的には、「見本は、使われる材質や大きさを含め意匠登録を受けようとする意匠そのものである」と解され、「【意匠の説明】欄等、願書の記載において、見本、ひな形にあらわされた模様・色彩を取り除くことはでき」ない（「特許庁HP＞意匠について＞よくある質問＞「見本」、「ひな形」に関するQ&A」参照）といわれており、注意が必要である。

（3）侵害事件における意匠の利用関係の意義

本件は、「意匠の利用関係」の観点から見ると、1審、2審とも「物品同一類型の利用関係」（形状意匠の利用関係）を実質的に認めたものといえる。しかし、判決は、「形状意匠の利用関係」について、特に言及していない。また、1審においては、「部品意匠の利用関係」についても言及していない。

利用関係を明記しなくても、本件登録意匠が被告製品の「一部の意匠」として存在し、被告製品意匠の中に本件登録意匠と同一又は類似する意匠が「全体として包含」されている場合には、被告製品の製造・販売等の行為は本件登録意匠の実施であり、当該意匠権の侵害を構成するといふべきであろうか。意匠について「実施」とは、「意匠に係る物品を製造し」等する行為をいう（意2条）。したがって、「物品同一類型の利用関係」の場合には、例えば、本件登録意匠が「形状意匠」や「部分意匠」である場合には、その意匠に係る物品は、被告製品意匠と同一であることが多く、特に「利用関係」を論ずる必要がないかもしれない。この場合に「利用関係」を明確にしなければならないのは、

被告製品意匠が本件登録意匠の後願登録意匠である場合（意 26 条）に限られるかもしれない。

しかし、侵害事件において意匠の利用関係を明確にすることは、以下の点でまだ意義があると思料する。まず、①「物品相違類型の利用関係」（本件登録意匠が部品意匠）の場合には、意匠に係る物品が相違することから、やはり「利用関係」を論ずる必要がある。また、②本件登録意匠が「形状意匠」や「部分意匠」の場合においても、登録意匠の内容に合わせて対応する被告意匠を特定する必要があり、「利用関係」を明確にして、対比すべき被告意匠を特定することが有効である。さらに、③損害額の算定等において、被告製品における被告意匠（部品意匠、形状意匠、部分意匠）の寄与度を考慮する上でも、「利用関係」を明確にする意義があると思われる（大阪地判平成 17. 12. 15 「化粧用パフ」（部分意匠）参照）。

なお、上記のように、2 審は「物品相違類型の利用関係」については、利用関係の判断の前に、本件登録意匠（部品意匠）と Y 製品意匠全体を対比することを選択したと推認される。上記多くの裁判例においても、「物品相違類型の利用関係」については、この順序で判断している。しかし、本件 1 審、2 審とも「物品同一類型の利用関係」（形状意匠の利用関係）については、本件登録意匠（形状意匠）と Y 製品意匠全体（形状模様色彩意匠）とは対比せず、Y 意匠を形状の意匠として対比している。本件 2 審でも、「物品同一類型の利用関係」（形状意匠の利用関係）については、その判断の前に、本件登録意匠（形状意匠）と Y 製品意匠全体（形状模様色彩意匠）を対比することなく、すぐに本件登録意匠（形状意匠）と Y 意匠（形状意匠）とを対比していることになる。

本件 1 審、2 審とも特に「利用関係」を考慮していないのであるから、判断の順序にこだわりはないともいえる。そうすると、特に利用関係を議論せず、被告製品意匠において本件登録意匠に対応する意匠が「全部包含」されていれば、その「一部の意匠」を対比する被告意匠として特定でき、両意匠が同一又は類似ならば、被告製品意匠の実施は、本件意匠権の侵害を構成すると判断することが許されると解される。あるいは、利用関係を認めたとしても、被告製品意匠全体との対比を先行させる必要はなく、本件登録意匠と対応する一部の意匠が「全部包含関係」にあるならば、それを被告意匠として本件登録意匠と対比することで、意匠権侵害の成否を判断できると解される。本件 1 審は、「レンズチップ部」が単独販売もされており、容易に取出し交換可能であるから、「各 Y 製品意匠」と「レンズチップ部の意匠」に「全部包含関係」があると捉え、端的に、「本件レンズチップ意匠」と各 Y 製品の「レンズチップ部の意匠」とを対比して類似するとし、Y らの行為が「本件レンズチップ意匠権」を侵害すると判断したものと解される。「全部包含関係」についての判断はやや疑問であるが、被告意匠の特定については参考になる事例である。